

香川県条例第33号

香川県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該認定こども園を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの</p> <p>イ 当該認定こども園を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園</p> <p>イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第1条に規</p>

(認定の基準)

第3条 略

別表(第3条関係)

第1～第3 略

第4 施設設備(調理室)

(1) 略

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす認定こども園においては、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園以外の場所において調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行うことができる。

ア～カ 略

定する施設を除く。)をいう。以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている認定こども園であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該認定こども園を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該認定こども園を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所である認定こども園をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設である認定こども園をいう。

(認定の基準)

第3条 法第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の条例で定める認定の基準は、別表のとおりとする。

別表(第3条関係)

第1～第3 略

第4 施設設備(調理室)

(1) 調理室を設けること。

(2) (1)の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、次に掲げる要件を満たすときに限り、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園以外の場所において調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行うことができる。

ア 子どもの健康状態等に応じた食事の提供に最低限必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

イ 当該認定こども園の設置者が当該食事の提供の責任を果たし得る

第5～第9 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

体制であること。

ウ 当該認定こども園又は保健所、市町等に置かれている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。）により栄養に関する指導を受けて当該食事の提供を行うこと。

エ 調理業務を受託する者については、認定こども園における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

オ 子どもの年齢、発達の段階及び健康状態、アレルギー、必要な栄養素量の給与等に配慮し、子どもに対して提供する食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

カ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育（食育基本法（平成17年法律第63号）に定める食育をいう。）に関する計画を作成し、当該計画に基づき食事を提供すること。

第5～第9 略